

京都市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月6日

京都市長 松井孝治

京都市規則第49号

京都市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

京都市児童福祉法等施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第5条第16項」を「第5条第19項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(児童福祉センター)